

重度身体障害者居宅改善整備費補助金について

重度の障害のある方が居宅の構造部分または付帯設備を障害に応じて使いやすく改修を行う際に、その整備費用について補助を受けることができます。

1. 対象となる方

市内在住で、両下肢、体幹、移動機能の何れかの障害程度が1級または2級の方。

2. 対象の工事

次の①～②を除く日常生活の環境改善等に効果的と認められる住宅改修に係る工事。

①介護保険の住宅改修、日常生活用具費（住宅改修費 居宅生活補助用具）の給付対象となる住宅改修に要する経費。

[例] 手すりの取り付け、居室内等の段差解消、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え等。

②住宅の新築、改築、増築に伴う工事（前後1か月の間に行われる工事を含む）に伴う経費。

※住宅の所有者でない場合には所有者の承諾が必要となります。

3. 補助内容 改修工事費用（上限40万円）

4. 補助金申請から交付までの流れ ※工事をする前に申請が必要です。

① 申請書類の提出

障害者福祉課に次の書類を提出してください。

(1)交付申請書、(2)補助事業計画書、(3)預金口座振込依頼書、(4)工事費見積書、(5)工事設計書

② 審査

担当者が現地調査等を行い、工事箇所の確認等を行います。

③ 補助金の交付決定

補助金の交付が認められた場合は、補助金の交付を行います（交付決定通知書を送付します）。

④ 着工・完了

着工していただき、完了後、次の書類を提出してください。

(1)報告書、(2)領収書、(3)改修後の状態が確認できる写真

⑤ 補助金の確定

補助金の交付決定の内容等に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めるときは補助金額を確定し、確定通知書を送付します。

お問い合わせ

川越市役所 障害者福祉課 福祉サービス担当

TEL : 049-224-6317

FAX : 049-225-3033

